

事業団第Ⅲ期中期経営計画

第1章:経営計画策定について

趣 旨

- 第Ⅱ期計画（令和2～6年度）が終了することを受け、法制度改正など事業団を取り巻く状況の変化や、事業・取組の進捗状況及び課題等を踏まえるとともに、10年後の将来像を見据え、今後5年間の具体的な取組を示す計画として策定
- ・児童福祉法等の一部改正(令和6年4月施行)
 - ・東京都社会的養育推進計画(令和7～11年度)令和7年3月策定
 - ・障害者総合支援法等の一部改正(令和6年4月施行)
 - ・東京都障害者・障害児推進計画(令和6～8年度)令和6年3月策定

特 徴

- 事業・取組の強化や見直し、新たな取組が必要な事項を修正・追記
- 事業団の事業や取組の全体像が分かるよう、第Ⅱ期計画よりも網羅的かつ詳細に記載

計画期間

- 令和7年度～令和11年度 *中長期経営目標は10年後も見据えて設定

第2章:経営理念 第3章:中長期経営目標 第4章:アクション

経営理念 ※

【理念Ⅰ】利用者本位のサービスを徹底するとともに、一人ひとりに寄り添った支援をします

児童及び利用者が安全かつ安心して日常生活を営むことができるよう、かけがえのない個人として尊重し、一人ひとりの気持ちを汲み取った支援をします。

【理念Ⅱ】東京の福祉のセーフティネットを担います

特別な支援が必要な児童及び利用者を、施設機能に応じて積極的に受け入れるために、地域の教育機関をはじめ関係団体等と連携・協働しながら、東京の福祉のセーフティネットとしての役割を果たします。

【理念Ⅲ】地域と連携し、地域福祉の向上に貢献します

東京都全体の支援ニーズに対応して、支援が必要な児童や利用者を広域的に受け入れる施設としての役割を引き続き担うとともに、地域に根差した施設として、専門機能を活かしながら、地域の支援ニーズに応えていきます。

*第Ⅱ期計画と同じ

中長期経営目標

目標を達成するための取組

アクション

【目標Ⅰ】児童・利用者の権利擁護を第一に、本人にとって最善のサービスを提供します

- 1 児童・利用者の意見や意思を尊重したサービスの提供
- 2 児童・利用者の自己実現と人生の可能性を広げる支援
- 3 虐待防止の徹底
- 4 リスク管理の推進

【目標Ⅱ】東京の福祉のセーフティネットの役割を担います

- 1 特別な支援が必要な児童や利用者を積極的に受け入れて、専門的支援を提供
- 2 高い専門性を発揮できる職員の育成
- 3 質の高い人材の確保・定着
- 4 セーフティネットの役割を担うための環境・体制整備
- 5 蓄積してきた支援技術を活用し、東京の福祉人材の育成に貢献

【目標Ⅲ】施設機能を活用し、地域との共生を推進します

- 1 地域における子育て家庭等を支援
- 2 地域で暮らす障害者・障害児を支援
- 3 地域との共生を目指す取組

目標Ⅰ～Ⅲを支える

【目標Ⅳ】長期経営の基盤となる運営体制の強化と経営の透明性を図ります

- 1 「事業団人材育成方針」に基づく組織・人事制度の運用
- 2 魅力とやりがいにあふれ、働きやすい職場環境の実現
- 3 DXの推進による利用者等サービスの向上と業務環境の改善
- 4 経営の健全化のための財源の確保
- 5 コンプライアンスの推進と経営の透明性の確保

主な変更点

目標Ⅰ
アクション1
・①②法改正等により本人の意見・意思の尊重が協調されていることを踏まえ、児童・利用者の意見表明等支援や意思決定支援を強化(強化)
アクション2
・②法改正を受けて、「措置延長について児童に説明する機会を設ける」ことを明記(新規) ・⑤法改正を受けて、グループホーム利用者に対し、地域での一人暮らし等地域生活継続の本人意向を確認することを明記(新規) ・③⑥事業団への寄付金を原資とした「基金」を、退所後の支援に活用することを明記(新規)…児童養護は第Ⅱ期計画期間中に既に実施、障害はR7から開始予定
アクション3
・①虐待事案が継続して発生している現状を踏まえ、虐待防止に組織を上げて取り組むことを意思表示(強化) ・③職員配置が手薄になる夜間に虐待が多く発生していること等を受け、夜間の支援体制強化等を明記(新規)
アクション4
・④一昨年のセキュリティインシデントの発生を受けて、サイバー攻撃等の情報セキュリティ対策に取り組むことを明記(新規)
目標Ⅱ セーフティネットの役割を明確化するため、「東京の福祉のセーフティネットの役割を担う」ことを、目標として設定
アクション1
・①セーフティネットとして、入所だけでなく一時保護や短期入所も積極的かつ柔軟に受け入れることを明記(強化) ・③石神井学園の「連携型専門ケア機能モデル事業」は令和7年度から本格実施に移行(修正)
アクション2
・②人材育成の強化に向けて、より効果的な研修制度とするための検討を実施すること明記(新規) ・④令和5年度から始めた強度行動障害に係るコンサルテーションの継続等を明記(新規)
アクション3
・②第Ⅱ期計画期間中に新たに始めた採用活動(イベント出展、地方大学開拓、現場職員の発信)について、継続を前提に明記(新規) 将来の人材不足を想定し、多様な人材の活用について検討することを明記(新規) ・③第Ⅱ期計画期間中に新たに始めた、採用時における質の確保の取組(実習特別、再採用、キャリア採用)や、今後実施する取組(選考方法の見直し、DBSへの対応)を明記(新規) ・④第Ⅱ期計画期間中に新たに始めた、配属先とのマッチング(内定辞退防止や早期離職防止に効果)を明記(新規)
アクション4
・③改築等が必要な老朽施設について、検討・協議の必要性を明記(新規)
アクション5
・①②他団体や大学・専門学校等への職員の講師派遣を組織として推進すること、また、実習生の受け入れは数だけでなく質(充実した実習内容)にも言及(新規)
目標Ⅳ
アクション1
・②現行の「事業団人材育成方針」に基づくジョブプロテーションや管理スパンなどについて課題が散見されることから、同方針や組織・人事制度について検討することを明記(新規)…現在「人材育成方針検討部会」を実施中 ・③本部事務局の体制強化と事務職の計画的な採用・育成を記載(新規)
アクション2
・⑥ハラスメント対策にカスハラを追記し、都の指針に基づく対策を講じることを記載(新規)
アクション3 ※都の「シン・トセイ4」を踏まえ、「ICT」から一歩進めて、より高次の「DX」に標記を変更
アクション4 ※第Ⅱ期計画の「自立的な経営実現」から「経営の健全化」に変更した。個別項目の大きな変更は無い。